

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、キャセイパシフィック航空労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和6年10月9日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事するキャセイパシフィック航空会社の全職場（別記の都府県）

3 要求事項

賃金引上げ等に関する事項

令和6年10月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

千 葉 県

東 京 都

愛 知 県

大 阪 府

福 岡 県